

海老名市プレミアム付商品券取扱事業者
(第6弾(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分))
募集要項

元気いっぱい!!えび～にや商品券事務局

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

電 話・F A X 046-235-8336

【専用ホームページ】 <https://www.knt.co.jp/ec/2022/ebina/>

(令和5年2月発行)

1 目的

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている市民の生活を支援すること及び市民の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内で使用可能なプレミアム付商品券を発行する。

2 概要

名称	元気いっぱい!!えび〜にゃ商品券第6段
発行者	海老名市
販売方法	共通券のみの商品券と個店限定券のみの商品券を別冊で販売
1冊の 販売価格等	①共通券（すべての登録店舗で使用可能） 販売価格 4,000円 額面金額 5,000円（500円券×10枚） 上乗せ額 1,000円 プレミアム率 25% ----- ②個店限定券（床面積が500㎡未満の登録店舗で使用可能） 販売価格 1,500円 額面金額 3,000円（200円券×15枚） 上乗せ額 1,500円 プレミアム率 100%
発行総数	36万冊（共通券18万冊+個店限定券18万冊）
発行総額	14億4千万円（共通券9億円+個店限定券5億4千万円）
購入対象者	市内在住者
購入上限	1人あたり合計6冊（各券3冊）まで
使用期間	令和5年4月10日～同年11月1日 ※期間を経過した商品券は無効
使用可能店舗	事前に登録した海老名市内の店舗
店舗区分	大型店：店舗面積が500㎡以上の店舗 ※大型店内の店舗は大型店に分類 個店：店舗面積が500㎡未満の店舗

3 商品券の使用範囲等

(1) 商品券は、次に掲げる用途には使用できません。

①現金への換金

②換金性があり、広域的に流通しうるものの購入

例)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等

③たばこの購入

④出資及び債務の弁済

⑤国及び地方公共団体への支払

例)税金、市指定収集袋(ごみ袋)、粗大ごみ収集シール等

⑥振込手数料の支払

- ⑦公共料金の支払
- ⑧その他市長が不適当と認めるもの

(2)商品券の使用において、額面以下の取引をした場合のつり銭は支払わないでください。

4 取扱事業者の登録について

(1) 登録資格

海老名市内に事業所（店舗）を有すること。

ただし、次のいずれかに該当するものは登録資格を有しません。

- ①海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等若しくは同条第5号の暴力団経営支配法人等又は第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号の規定による営業（例：麻雀、パチンコ、ゲームセンター等）並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
- ③宗教又は政治団体と関わる者
- ④公序良俗に反する営業を行う者
- ⑤その他市長が不適当と認める営業を行う者

(2) 登録手数料

無料

(3) 登録申請方法

次のいずれかの方法により、申請してください。

- ①商品券専用フォームから申請 **【専用フォーム→】**



- ②登録申請書に必要事項を記入し、直接又は郵送・FAXで元気いっぱい!!えび〜にゃ商品券担当へ提出。申請書は市役所で配布のほか、専用ホームページよりダウンロード可。

※FAXで送信する場合は、送信後、コールセンターに確認の電話をしてください。

※令和4年度に取扱店舗登録されている場合、改めて登録する必要はありません。

令和5年3月11日（土）以降に登録いただいた場合、店舗名は専用ホームページで公開する使用可能店舗一覧表のみの掲載となりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 登録の承認

登録を認める場合は、後日、登録証及び店頭に掲示するポスター等を郵送します。

(5) 冊子・ホームページ等への掲載

登録した取扱事業者は、取扱店一覧冊子及び専用ホームページに掲載します。

なお、令和5年3月11日（土）以降に登録いただいた場合、店舗名は専用ホームページで公開する使用可能店舗一覧表のみの掲載となります。

5 取扱事業者の遵守事項

- (1) 店舗内の見やすい場所に、取扱事業者を証するポスター類を掲示すること。
- (2) 商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 受け取った商品券を別に定める方法により、無効にすること。
- (4) 無効となった商品券の受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- (8) その他海老名市プレミアム付商品券事業（第6段（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分））実施要綱の規定に反すると認める行為をしないこと。

6 取扱事業者の登録取消し

申請内容に虚偽があると認めた場合又は取扱事業者の遵守事項に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消します。

7 換金について

- (1) 換金方法
 - ①消費者から受け取った商品券の半券を切り取ることにより、商品券を無効にする。
 - ②指定の換金請求書に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、当該商品券を添えて、
元気いっぱい!!えび～にゃ商品券事務局に直接又は郵送にて提出
 - ③審査の上、指定の口座に振り込み※換金方法の詳細は、後日、郵送する「取扱事業者の手引き」にてご確認ください。
※換金請求書は、登録証、ポスター及び取扱事業者の手引きとともに、後日、郵送します。
- (2) 換金期間
令和5年4月10日（月）から令和5年12月15日（金）まで
- (3) 換金手数料
無料

8 商品券の保管

取扱事業者は、自己の責任において商品券を保管してください。商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、当該取扱事業者がその責を負うものとし、市は一切その責を負いません。